

公益社団法人日本地震工学会 論文賞細則

2013年3月29日制定

2014年4月18日改定

2016年1月 6日改定

2016年8月9日改定

(適用範囲)

第1条 本細則は、公益社団法人日本地震工学会定款第4条第1項第7号に規定する業績の表彰に基づき、独創的な業績により地震工学および地震防災における学術・技術の進歩、発展への顕著な貢献に対して本会が贈る「日本地震工学会 論文賞」に関して定める。

(受賞対象)

第2条 本賞の対象は、日本地震工学会論文集に論文として発表した著者である個人とする。

(対象業績)

第3条 表彰年の前年の10月31日から2年前までの期間に掲載された論文とする。

(受賞論文数)

第4条 受賞論文数は、原則として毎年2編以内とする。

(授賞式)

第5条 授賞式は、社員総会において行い、受賞者に賞状を贈る。

(委員会構成及び選考)

第6条 論文賞選考委員会は、調査研究担当副会長、会計理事、論文集編集委員会担当理事、事業企画委員会担当理事、会誌編集委員会担当理事から構成する。

2 選考は公益社団法人日本地震工学会表彰規程第3条第2項による。

(募集・推薦の方法)

第7条 論文賞選考委員会は、毎年9月に、論文賞への候補論文の募集・推薦の受付、応募締め切り等を本会ホームページ上に公示する。

2 推薦者は、名誉会員および正会員（個人、法人）とし、自薦も認める。また、論文集編集委員会および活動中の研究委員会からも推薦することができる。

3 推薦者は、別に定める様式による推薦書1部、推薦論文（別刷またはコピー可）6部、その他推薦者が審査にあたって必要と思われる資料があれば6部を応募締め切りまでに送付する。

(取り消し)

第8条 理事会は、受賞対象の研究に不正が認められたときは、遡って受賞を取り消すことができる。

(細則の変更)

第9条 本細則は、理事会の議決により変更することができる。

附則

- 1) この細則は、内閣総理大臣による公益認定を受けた日から施行される。
- 2) 公益認定を受けた日は、2013年5月1日である。
- 3) この細則の変更は2016年8月9日から施行する。